

岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画

令和5（2023）年1月

岡 山 県

目 次

1	農村地域への産業の導入の目標	1
2	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	3
3	農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	3
4	農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	4
5	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	5
6	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	6
7	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	7
8	その他必要な事項	7

岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画

1 農村地域への産業の導入の目標

(1) 本県の農村地域は、岡山県内の全ての市町村の区域から、旧岡山市及び旧倉敷市（平成12年12月31日における岡山市及び倉敷市をいう。以下同じ。）の区域を除いた区域である。これら農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図るものとする。

(2) 導入産業の業種については、市町村が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、当該業種の選定の考え方については、以下のとおりとする。

ア 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会及び雇用の質が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること。したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

イ 地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること。

ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。また、導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、その立地により周辺の土地利用や広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。

エ 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種を選定に当たっては配慮すること。

オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。なお、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば、水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならないこと。

(3) 産業導入地区の設定を通じて、就業機会の確保及び農業構造の改善を図ろうとする地域は、本県の農村地域及び農業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、本県の農村地域全域とする。

市町村実施計画（法第5条第1項の実施計画をいう。以下同じ。）の策定部局は、産業導入地区の設定に当たり、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行うこと。法第5条第6項に定める協議を行う場合には、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等各種の土地利用計画の関係部局と十分に調整し、その内容を市町村実施計画に反映するものとする。この場合、産業導入地区の設定に伴う土地利用調整により、農業経営基盤強化促進法

(昭和55年法律第65号) 第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手(以下「認定農業者等の担い手」という。)に地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるよう努める。

産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

市町村においては、工業等導入地区(農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律第48号。以下「農工法改正法」という。)による改正前の法第5条第3項第1号に定める区域をいう。)をはじめとする過去に造成された工業団地の未分譲の土地や再生利用が困難な荒廃農地など活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町村の区域内に、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するものとする。なお、市街化調整区域において施設を立地する場合、都市計画法第34条各号の立地基準を満たす必要があるため、都市計画(開発許可)担当部局との調整を要するので留意すること。

市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、企業に適切に開示するよう努める。

産業導入地区への立地を想定していた企業が立地を取りやめたり、立地した企業がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

なお、新たに産業導入地区を設定する場合は、環境保全の観点から国立公園、国立公園及び県立自然公園の特別地域、岡山県自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等良好な自然環境を形成している地域及びこれらの地域の周辺でこれらの地域に影響を及ぼすおそれのある地域については、産業導入地区の設定はしない。また、自然公園の普通地域等、上記に準ずる地域については産業導入地区の設定は避ける。

産業導入地区の区域の見直し(区域の拡大、縮小又は廃止)については、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等を踏まえ、必要と判断した場合に行うものとし、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等各種の土地利用計画の関係部局と調整し、その内容を市町村実施計画に反映するものとする。なお、産業導入区域を拡大する場合においては、農業従事者の就業及び農地保有の合理化の見込みについて、慎重に検討すること。

- (4) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業等との交流を促進する。

この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携、導入企業による地域資源の活用など、人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流を促進する。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (5) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な産業の導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう

努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性が働き続けることができる環境づくり、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力が重点的に充てられるよう努めることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等はそれぞれ雇用機会や人口構成上の抱えている課題が異なることから、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢層、障害者等の就業の円滑化、日雇等の不安定就業者の地元における安定就業の促進、新規学卒者やUIJターン希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

本県の農業は、温暖な気候と高度な生産技術を生かし、全国有数の質の高い農業が営まれてきた。

これまで、本県を代表する農産物であるももやぶどうのマーケティングやブランディングに取り組んだ結果、首都圏市場での販売やアジア地域への輸出は大きく伸びている。一方で、高齢化に伴って担い手が減少し、荒廃農地が増加傾向にあるなど、本県の農林水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、経済の国際化の進展による影響も懸念されることから、認定農業者等の担い手の確保・育成や農業生産基盤の整備など、供給体制の強化を図る必要がある。

このような農業生産の方向を考慮し、かつ、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）、21世紀おかやま農業経営基本方針で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、認定農業者等の担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を加速化し、経営規模の拡大を図ることで、生産コストの削減に努める。その際、農村地域への産業の導入促進が農業構造の改善を阻害することのないよう、農地中間管理事業等農地の集積・集約化に係る担当部局と十分に調整する。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完し合い、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を

重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の構築を促進する。

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

- (1) 農村地域への産業の導入に当たっては、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地利用基本計画を基本として、優良農地の保全及び周辺農地への影響を考慮しながら施設用地（工場、事業場その他の施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整を図るものとし、市町村は、産業導入地区の設定にあたり、都市計画、農業振興地域整備計画等の関係部局と十分に調整し、その内容を市町村実施計画に反映するものとする。
- (2) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に基づく農用地区域をいう。以下同じ。）は農業生産の基盤として確保されるべき区域であることから、原則としてその区域内に産業導入地区を設定しないものとする。なお、やむを得ず産業導入地区に農用地区域を含める場合においては、市町村は、下記の事項について調整を行った上で、産業導入地区を定めることとする。

ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること 農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれ、また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地については、県の農地中間管理機構関連事業担当部局と連携を緊密に行い適切に把握すること。また、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について県の農地中間管理機構関連事業担当部局と十分調整を行うこと。

また、産業導入地区の縮小又は取消しに係る土地が、その形状等から見て農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への産業の導入を促進するに当たっては、企業のニーズを的確に把握しながら、産業基盤の整備や、生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な企業の立地を図る。また、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

(1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農村地域に導入される産業に、農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介の充実等

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、農業従事者等が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度等の積極的な活用を努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成金等の積極的な活用を努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性が働き続けることができる環境づくりに努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への農業従事者等の円滑な就業を促進するため、既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業

の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を図るため、地域の実状に応じて次の事業を実施する。

(1) 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、次代を担う力強い担い手を育成するため、新規就農者の確保・育成の取組に加え、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の参入を支援するとともに、新たな担い手育成プログラムを構築する。

地域別の育成方向として、南部を中心とした干拓地に代表される平坦地等の広がりのある地域においては、農地の利用調整を通じた面的集積などにより、個人経営の規模拡大を進める。中北部の中山間地域においては、担い手不足が課題となっており、そうした地域では、当面集落等を単位とした生産組織の育成を図るとともに、高収益・高付加価値作目の積極的な導入等の複合経営化を推進する。

なお、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や、地域のニーズに応じた農地の大区画化・排水改良、基幹的な土地改良施設の長寿命化対策等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

8 その他必要な事項

(1) 環境の保全等

市町村は、市町村実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全などにより大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り低減させるよう努める。さらに、廃棄物の適正な処理を行い、可能な限り再資源化に努めるなど、農村地域の環境の保全に十分配慮するとともに、公害発生のおそれがない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図る。

規模が比較的大きい又は環境保全上特別の配慮を要する産業導入地区等の場合は、

産業の導入が環境に与える影響について、市町村実施計画の策定に先立って必要な調査を実施し、この結果を踏まえて市町村実施計画を策定するとともに、環境の保全のための対策を実施する等万全の措置を講ずる。

具体的な企業導入に当たっては、企業の建設計画を事前に把握し、環境保全対策について適切な指導、審査を行うものとし、環境関係諸法令及び条例の厳正な運用はもとより、必要に応じて公害防止協定等を締結し、地域の環境保全に万全を期する。

なお、産業の導入後においても、必要に応じて、環境を監視し、環境に与える影響について調査検討等を行い、この結果を踏まえて、所要の措置を講ずる。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全確保と円滑化を図り、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下が見られる地域については、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年層の地元就職及び UIJ ターン希望者等の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進め、地域の活力の維持増進に努める。

(3) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域、特定農山村地域への産業の導入に当たっては、産業の導入がこれら地域の人口流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことに鑑み、これら地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

(4) 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入に当たっては、市町村実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が定着できるように、これらの団体との連携を密にし、諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(5) 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を含め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本計画は、農村地域において産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村は、産業関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

(6) 企業への情報提供等

県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入について積極的かつ継続的なあっせんに努める。また、導入後についてもその定着化を図るため

必要な措置を講ずるよう指導その他援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び中国四国農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省による横断的な施策や、地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

(7) 遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において、過去に造成されながら活用されていない土地が存する場合には、県及び市町村による個別の誘致活動に加え、県及び市町村のホームページでの分譲用地の紹介や首都圏等でのPRセミナーの開催など県と市町村が連携した誘致活動を行う。

また、既存の産業導入地区内の遊休地について定期的に把握を行い、再生利用が困難な荒廃農地等活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

(8) 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に関係自治体に報告する等の撤退時のルールを市町村実施計画に盛り込み、関係自治体と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。

(9) 市町村実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行うとともに、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。

また、市町村は、農工法改正法による改正前の法に基づき既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

(10) その他

新たな市町村実施計画の策定に当たっては、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況から産業の導入の必要

性及び可能性を総合的に勘案し、産業の導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施など産業の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定する。

附 則

この基本計画の変更は、平成30年6月27日から適用する。

附 則

この基本計画の変更は、令和5年1月23日から適用する。